

伊勢崎市監査委員告示第 4 号

公 表 書

令和5年度定期監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

令和6年4月2日

伊勢崎市監査委員 光 山 喜一郎
同 高 田 嘉 郎
同 伊 藤 純 子

記

1 定期監査結果報告書

赤堀支所・あずま支所・境支所・市民部・環境部・福祉こども部・長寿社会部・産業経済部・農政部・建設部・公営事業部

令和5年度定期監査結果報告書

1 監査の基準

監査委員は、伊勢崎市監査基準（令和2年3月12日監査委員訓令甲第1号）に準拠し実施した。

2 監査の種類

財務監査及び行政監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項）

3 監査の日程及び対象

令和6年1月11日（木）

○長寿社会部

高齢政策課・地域包括支援センター・介護保険課・指導監査課

○福祉こども部

境ひので保育所・こども発達支援センター

令和6年1月12日（金）

○福祉こども部

社会福祉課・子育て支援課・こども保育課・障害福祉課・

障害者センター

令和6年1月18日（木）

○産業経済部

商工労働課・企業誘致課・文化観光課

令和6年2月5日（月）

○市民部

市民課・市民サービスセンターあずま・市民活動課・

青少年指導センター・人権課・国際課

令和6年2月8日（木）

○境支所

庶務課・市民サービス課

○農政部

農政課・農村整備課

令和6年2月13日(火)

○赤堀支所

庶務課・市民サービス課

○あずま支所

庶務課・市民サービス課

令和6年3月19日(火)

○環境部

環境政策課・いせさき聖苑

令和6年3月22日(金)

○建設部

土木課・道路維持課・建築指導課・住宅課・建築課

令和6年3月25日(月)

○環境部

資源循環課・清掃リサイクルセンター21

令和6年3月27日(水)

○公営事業部

事業課

4 監査の着眼点

令和5年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

施設は安全性を考慮して管理運営されているか。また、災害対策や防犯対策及び現金、個人情報等の管理は万全であるか。

5 監査の実施内容

(1) 予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員により、下記事項を重点に関係書類を試査又は精査をして予備監査を実施した。

- ア 予算の執行状況について
- イ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について
- ウ 金銭の出納、預金通帳の管理について
- エ 契約関係について
- オ 物品及び薬品等の出納、管理について

(2) 本監査

当該監査は、監査委員3名と事務局職員が、各課の予備監査結果と提出書類に基づき、監査委員室において質疑応答形式で実施した。所管施設については、抽出により現地に立ち入り、それぞれの所属長から当該施設の説明を受けるとともに、現金の管理状況、避難経路等安全施策、AEDの設置及び管理状況、個人情報等に係る書庫や金庫の鍵の管理状況及びUSBメモリーやSDカード等の記憶媒体の管理状況等の確認を実施した。

6 監査の結果

[総括]

財務に関する事務をはじめ、行政事務の執行、施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

予備監査の結果を含めた個別の指摘事項については、本監査において、部長等に対し口頭で指摘するとともに各所属長から、その対応状況等を聴取した。

[個別事項]

予備監査の結果を含めた事務改善事項で多く見受けられたものは、契約関係において、契約書の約款に訂正印の押印がもれていたもの、契約書の作成、請書の徴取省略の場合の支出負担行為書の起票日及び決裁日に誤り

があった。また、委託関係において、監督職員指定通知書の決裁者に誤りがあったもの、工程表、現場責任者及び主任技術者選任通知書等に収受印の押印がもれていたもの、契約書の契約日が未記入のものがあった。契約関係の書類や決裁の重要性を再認識するとともに、慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

各部局等における上記に挙げた以外の主な事務改善事項は次のとおりである。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、予備監査終了後、口頭で通知したところである。

(1) 赤堀支所

事務改善事項なし

(2) あずま支所

借上関係において、覚書の日付漏れがあった。また、行政財産目的外使用許可申請において、申請日と許可通知日の日付の不整合があった。チェック体制の充実と、適正な事務処理を望むものである。

(3) 境支所

住民票・戸籍・印鑑登録証明書等交付請求書において、請求件数、請求日、手数料集計欄が誤っているものがあった。また、多く見受けられた事務改善事項と同様のものがあった。チェック体制の充実と、慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

(4) 市民部

委託関係において、契約日以前に監督職員指定通知書の起案、決裁及び通知がされているものがあった。備品使用簿において、使用物品管理者の押印漏れがあった。また、多く見受けられた事務改善事項と同様のものがあった。決裁の重要性を再認識するとともに、適正な事務処理を望むものである。

(5) 環境部

委託において、実績報告書及び委託料請求書が提出されていないもの、

見積合せ調書が未作成のもの、実施計画書の提出が仕様書で定める提出日を過ぎていたもの、協定書の締結伺いに予算科目、予算額、随意契約の理由、適用条項の記入がないものがあった。修繕関係において、監督職員指定通知書、現場責任者及び主任技術者選任通知書の未提出があった。また、多く見受けられた事務改善事項と同様のものがあった。チェック体制の充実と、慎重かつ適正な事務処理を望むものである。

(6) 福祉こども部

補助金関係において、交付申請書と交付決定通知書の申請者が相違しているもの、交付決定通知書の交付決定金額の記載誤り、交付申請書の補助金申請額誤り、実績報告書の支出計算額及び添付書類の計算誤りがあった。また、多く見受けられた事務改善事項と同様のものがあった。チェック体制の充実と、適正な事務処理を望むものである。

(7) 長寿社会部

委託関係において、単価契約をする際の明細内訳書が未作成のものがあった。また、契約日が履行開始日と同日になっているものが散見された。備品使用簿において、使用物品管理者及び物品取扱責任者の押印もれがあった。また、多く見受けられた事務改善事項と同様のものが散見された。チェック体制の充実と、適正な事務処理を望むものである。

(8) 産業経済部

委託関係において、随意契約の適用条項がもれているもの、設計書の単価と数量の記載誤り、設計書の単価および金額が空欄になっており、積算根拠が不明なものがあった。補助金関係において、状況報告書が要綱で定められた提出期限を過ぎて提出されていたもの、実績報告書の収支決算書の支出の合計額及び繰越額誤りがあった。また、多く見受けられた事務改善事項と同様のものがあった。チェック体制の充実と、適正な事務処理を望むものである。

(9) 農政部

補助金関係において、確定通知交付後に補助金の交付が行われておらず

未払いとなっているものがあつた。また、多く見受けられた事務改善事項と同様のものがあつた。チェック体制の充実と、適正な事務処理を望むものである。

(10) 建設部

委託関係において、予算執行伺に設計書・仕様書の添付がないもの、兼用伝票の使用範囲を超える金額の支出を兼用伝票で行っていたものがあつた。行政財産目的外使用関係において、納期限を過ぎて納付されているものがあつた。また、多く見受けられた事務改善事項と同様のものが散見された。チェック体制の充実と、適正な事務処理を望むものである。

(11) 公営事業部

委託関係において、請求が遅延しているものがあつた。適正な事務処理を望むものである。